

建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は
事実と相違ありません。

群馬県知事 あて

平成 年 月 日

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号
事 務 所 名 称
所 在 地
電 話
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

報告事業年度

始期 — 平成 年 月 日

終期 — 平成 年 月 日

所属建築士名簿

ふりがな 氏 名	一 級 建 築 士、二級建 築士又は木 造建築士の 別及び管理 建築士であ る場合にあ つては、そ の旨	登録番号	登録を受け た都道府県 名（二級建 築士又は木 造建築士の 場合）	建築士法第 22条の2 第1号から 3号までに 定める講習 のうち直近 のものを受 けた年月日	構造設計一 級建築士又 は設備設計 一級建築士 である場合 にあって は、その旨	構造設計一 級建築士証 又は設備設 計一級建築 士証の交付 番号	建築士法第 22条の2 第4号及び 5号に定め る講習のう ちそれぞれ 直近のもの を受けた年 月日
<p style="text-align: right;">一級建築士 名</p> <p style="text-align: right;">二級建築士 名</p> <p style="text-align: right;">計 木造建築士 名</p> <p style="text-align: right;">構造設計一級建築士 名</p> <p style="text-align: right;">設備設計一級建築士 名</p>							

